

日本振興銀行の業務の再承継について

平成 23 年 12 月 26 日

預金保険機構

1. 本日、預金保険機構は、第二日本承継銀行の発行済株式の全部を、日本振興銀行の最終受皿に選定したイオン銀行に対して譲渡しました。また、日本振興銀行は、貸付債権の一部をイオン銀行に対して譲渡しました。
2. この株式の全部譲渡により、当機構は、預金保険法第 94 条の規定に基づく第二日本承継銀行の経営管理を終了しました。関係者の皆様には、これまで第二日本承継銀行に関し、多大なご協力とご理解をいただき、厚く御礼を申し上げます。
3. なお、第二日本承継銀行は、イオン銀行の完全子会社となり、商号は「株式会社イオンコミュニティ銀行」に変更されました。当機構は、イオン銀行に対して、株式会社イオンコミュニティ銀行が預金者及び善意かつ健全な借り手の保護などの金融仲介機能を十分に発揮できるよう、親銀行の立場から適切に対応していくことを期待しています。

以上